

中野区教育委員会会議録

平成28年第9回定例会

平成28年4月8日

中野区教育委員会

平成28年第9回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年4月8日(金曜日)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時57分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事(子ども教育経営担当) 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事(学校再編担当) 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事(学校教育担当) 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事(特別支援教育等連携担当) 平田 祐子

教育委員会事務局副参事(教育相談連携担当) 神谷 万美

教育委員会事務局副参事(就学前教育連携担当) 小山 真実

教育委員会事務局副参事(幼児施策調整担当) 荒井 弘巳

教育委員会事務局副参事(子ども教育施設担当) 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 村上 律子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

7人

○議題

1 中野区教育委員会委員の議席の指定

2 協議事項

(1) 中野区立小中学校における「組み体操等」の実施について

3 報告事項

(1) 教育長及び教育委員活動報告

① 4月1日 区立小中学校校長等辞令伝達式

② 4月4日 平成28年度中野区医師会学校医研修会

③ 4月7日 東京都立中野特別支援学校入学式

④ 3月24日 平成27年度中野区立小学校卒業式

(2) 事務局報告

① 中野区教育委員会教育長職務代理者の指名について（子ども教育経営担当）

② 教育長の臨時代理による事務処理について（子ども教育経営担当）

③ 平成28年度事業・行事等の計画について（指導室長）

④ 平成28年度中野区教育委員会教員対象研修計画について（指導室長）

⑤ 平成28年度教育管理職異動名簿（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

本日の事務局報告の3番目「平成28年度事業・行事等の計画について」、4番目「平成28年度中野区教育委員会教員対象研修計画について」及び、5番目「平成28年度教育管理職異動名簿」の資料は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。

傍聴の方は、ご退出の際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

続きまして、本年4月1日付で教育委員会事務局幹部職員の人事異動がございましたので、事務局から報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

平成28年4月1日付の教育委員会事務局幹部の人事異動につきまして、ご報告いたします。

初めに、教育委員会事務局次長、横山俊でございます。

事務局次長

横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

続きまして、教育委員会事務局副参事、学校教育担当、石崎公一でございます。

副参事（学校教育担当）

石崎でございます。よろしくをお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

続きまして、教育委員会事務局副参事、特別支援教育等連携担当、平田祐子でございます。

副参事（特別支援教育等連携担当）

平田でございます。よろしくをお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

続きまして、教育委員会事務局副参事、教育相談連携担当、神谷万美でございます。

副参事（教育相談連携担当）

神谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

続きまして、教育委員会事務局副参事、就学前教育連携担当、小山真実でございます。

副参事（就学前教育連携担当）

小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

続きまして、教育委員会事務局副参事、幼児施策調整担当、荒井弘巳でございます。

副参事（幼児政策調整担当）

荒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

幹部の人事異動報告は、以上でございます。

<議事日程>

田辺教育長

それでは日程に入ります。

教育委員会委員の座席の指定を行います。

委員の座席につきましては、中野区教育委員会会議規則第7条により、教育長が指定することとされておりますので、田中委員、小林委員、渡邊委員の議席は、ただいまそれぞれ着席されている議席といたします。

なお、増田委員は平成28年3月31日をもって教育委員を辞任されましたので、現在の教育委員の議席は3名となっております。

<協議事項>

田辺教育長

協議事項、「中野区立小中学校における『組み体操等』の実施について」を協議いたします。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

指導室長

資料をごらんください。組み体操につきましては、全国的に安全な実施について話題となり、3月末に文部科学省が組み体操による事故の防止についての通知を出すとともに、

都教育委員会におきましても組み体操について協議がなされ、都立学校において組み体操のタワーとピラミッドは休止するという決定を行いました。

中野区としましても、これまでも安全な学校行事の取組の視点で、事故防止のための計画的な実施や安全への配慮を指導してきたところでございますが、今回改めて学校行事の安全な実施という視点での組み体操の取組について、ご協議をいただくものでございます。

まず、教育委員会として組み体操の教育的効果につきましては、資料にお示ししてあるように、演技の練習や発表を通して信頼感や達成感を味わう、筋力や調整力の育成を図る等、一定の効果があるものと考えております。

その上で、昨年度の中野区の取組状況ですが、別紙をごらんください。組み体操を実施している学校は、小学校 25 校中 24 校、中学校は 11 校中 6 校でございます。

また、タワーとピラミッドの実施状況ですが、タワーは小学校で 2 段から 5 段、中学校では 4 段から 5 段で実施しております。

また、ピラミッドでございますが、小学校は 3 段から 7 段、中学校は 4 段から 8 段で実施しています。

なお、ピラミッドは単純に横 1 列の下段の児童・生徒の背中に手足を置きつくる平面ピラミッドと、前後左右に人を配置し組んでいく立体ピラミッドがあります。

次に、けがの状況ですが、運動会におけるけがは報告を 13 件受けております。9 件が組み体操にかかわるものでした。タワーが 3 件、ピラミッドが 1 件です。けがについては、ピラミッドとタワーに限った内容ではないですが、ピラミッドの特性である崩れたときに腕等が絡むことや、タワーにおける高さの危険性についての配慮が必要であると認識しております。

組み体操等の事故防止のための対応でございますが、安全指導の徹底を図る観点から事務局といたしましては、当面組み体操におけるタワーとピラミッドを休止し、安全性を検証した上で対応してまいりたいと考えております。

また、高さによる危険性を考慮し、種目にかかわらず一定の高さ以上にならない制限が必要であると考えております。

さらには、現在も取り組んでいるように、指導計画を徹底し安全への配慮を進めてまいりたいと考えています。

今後の対応として 4 月の体力向上研修会において体操等における安全な指導について研修を実施し、また、秋には安全な組み体操の実技研修会を実施するなど事故防止に努めて

いく予定です。

ただいまご報告をさせていただいた内容につきまして、ご協議をよろしくお願いいたします。

田辺教育長

各委員からご意見、ご質問等の発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

この組み体操ですけれども、東京都の委員会から通知が出たということで、重く受けとめなくてはいけないと思います。ただ、現場で小学生と話していると、仲間と組み体操を練習して達成することをすごく楽しみにしている子どもが非常に多いです。その点が、教育的効果のところにも述べられていると思います。

何とか組み体操の練習で得られる達成感に代わるものがないのかという気がするのと、何とか早い時期にもう一度タワーやピラミッドといった組み体操に取り組めるような方策というのをぜひ考えていただきたいなと思います。

先日、PTAの方とお話する機会があったのですが、学校側もかなり危険性を認知していて、組み体操のときに周りに先生が大勢いて、崩れたときに支えるようなことも行っているということですので、その点も含めて、またぜひ積極的な方向で今後の検討を進めていただきたいと思います。

指導室長

組み体操全てを禁止するですとか、休止するというのではなく、組み体操の中のタワー、ピラミッドの2種目については安全性の検証をしてみたいと考えているところでございます。ですので、構成の工夫など学校にも指導や助言を今、考えているところでございます。

田辺教育長

ほかにご意見ございますか。

小林委員

質問というか、わかれば教えていただきたいのですが、実施状況について、けがの状況が、運動会においては13件の内9件が組み体操にかかわるものであるということですが、小中学校別の統計というのは今わかるでしょうか。

指導室長

こちらのけがは、全て小学校でございます。

小林委員

中学校では、この組み体操に関しての運動会の練習や当日も含めて、特に事故報告はないということで考えてよろしいでしょうか。

指導室長

いわゆる骨折や病院にかかわるような事故ということでの報告は、中学校はなかったということでございます。

小林委員

こうした組み体操の種目に関しては、学習指導要領上の扱いはどうなっているのか、もう一度確認をしたいと思います。

指導室長

基本的には、運動会という学校行事ですので、体育的な学校行事の位置付けとなっております。ですので、特別活動という形になりますが、練習の時間においては体育等を活用しておりますので、体づくり運動の中に位置付けて、1人での力強い運動や、2、3人で組んで力強い動きを行うなどの位置付けとなっております。

小林委員

ということは、これは体づくりの一貫の中で、組み体操に関しては運動会その他を使って学校の裁量で取り入れる形で従来行ってきたという認識でよろしいわけですね。

指導室長

そのとおりでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

渡邊委員

組み体操につきましては、最近では安全対策について様々なことを言われています。

ただ、歴史的背景と、小学校25校中24校がやられているという背景を考えると、組み体操にはみんな期待して続けているという意味はあったのだらうと考えられるのではないかなと思います。

やはり、まず団体競技であるということと、一人一人の体力がそれぞれ違うということと、そして誰でもできるというのではなくて、ある程度練習したからこそできるということ、そういった教育的な配慮があって、組み体操が選ばれたのだと思います。

危険だからやめるという話になると、鉄棒も高鉄棒は小学校からなくなりましたけれど

も、鉄棒から落ちればけがをしますし、小学校の短距離走で1人も転ばなかったことは恐らくないだろうとは思いますが、そういう意味では安全配慮と教育的配慮をしつつ、注意をしながら、必要性を考えながらやってほしいと思います。こちらとしても原則中止よりも各学校の現場、その子どもたちの体力、そういったものをよく勘案して、ある程度校長先生をはじめとする学校側の裁量で組み体操を行うことで、足止めのないようにはしていただきたいなと思っています。組み体操に対する批判がテレビその他等でもかなりやられていますけれども、本当に組み体操がそんなに悪いのかとも思います。ご家庭の総意、PTAの総意でこういったこともやっていきたい、続けていきたいということであればそれぞれの子どもたちの体力や安全性に留意して、技にだけ特化するのではなくてやっていただけのような体制で、教育委員会としては指示を出していただきたいなというふうに思っております。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

確認ですけれども、この中で当面の間、組み体操の内タワーとピラミッドを休止するということが文が作られています、確か東京都教育委員会の通知文は平成28年度においては休止するというような表現だったと思うのですが、この点の整合性というか関連性はどうのように検討されているのか、わかればお教えいただきたいです。

指導室長

安全性について検証を行うということを進めるとともに、教員の指導力の向上ということで研修会を実施する予定でございます。研修会を実施した状況と、本年度の学校における組み体操の実施状況も踏まえまして、種目の制限的な内容が必要かどうか也十分検討した上で、今後の対応を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

ですので、意味合いとしては東京都の方針と食い違うものではございませんが、表現としては当面の間ということで、一定期間、1年の中で検証したいというふうに考えているところでございます。

小林委員

私も、今、お二人の教育委員の方々もお話されていましたが、やはり今までの歴史的な背景や経緯もありますが、今までやってきたから必ずやらなければいけないというものでもないと思います。

危険なものを放置するということはいけないことであり、危険性の高いものであるからこそ検証し、今後慎重に対応していくということはいいと思います。しかし、私が危惧するのは、教育委員会がこういった形で、教育の内容に関して一定の制限をかけるということに関しては、教育活動全般に、萎縮するとか、または学校の自立性を損なっていく可能性があると思うのです。基本的には、組み体操をやるかやらないかは現場の裁量、つまり子どもたちの実態を見据えて学校が、そして管理職が責任を持って判断して、場合によっては学年ごとに実施するかしないかを決定する、そういう状況があっても然るべきだと思います。一律に休止するという形で全体に示すことが今後どうなのかと危惧せざるを得ないと思います。

これはやはりマスコミが大きく取り上げてしまったということがあると思うのです。ただ、教育活動はこれに限らず、全ていろいろな意味で危険が伴うものであるわけですから、学校の自立性を妨げることなく、やはりしっかりと適切に判断できるような状況、余地を残していく、要するに教育委員会から言われたとおりにやればよいというような、そういう形にはならないようにしていく必要があるのではないかなというふうに思います。その点、今後学校に示す際の工夫とか、また検証のやり方とか、それから今、指導室長が言われていたような教員の指導力をどう向上させていくか、そういうものを総合的にしっかりと組み立てていって、東京都教育委員会の場合は、いわゆる直轄校で高校とか特に特別支援学校が多いと思いますので、やはり義務教育学校と状況は違うと思いますので、その辺もよく見据えて中野区としてどうなのかというところを今後も検討していく必要があるかなというふうに思います。

以上です。

田中委員

私も、今、小林委員がおっしゃったことにすごく賛成で、その他の配慮事項のところにも書いてありますけれども、危険予測と回避能力の育成というのは、今、子どもたちを育てる上で非常に大きな要素だと思います。いろいろなことが、安全ということで制限されないということがすごく大事だと思うので、ぜひその辺の配慮をお願いしたいと思います。

それと、もう1点だけ教えていただきたいと思うのですけれども、組み体操のその他の種目というのは具体的にはどういう種目になるのですか。

指導室長

組み体操の場合、1人で演技するもの、2人で演技するもの、3人で演技するものとい

う形で、その人数によっても表現の種目が様々変わってまいります。代表的なものでは2人組では、よく倒立種目や肩ぐるまなどが思い起こせるかなと思います。3人組や5人組になりますと、扇のような種目もございます。平面での他人数ですと、腕を組あつての波のような表現もございます。平面的に、立体的に、タワー、ピラミッド以外にもいろいろな種目が組み体操の中にはあるところでございます。

田辺教育長

私からも、各委員からお話が出ていましたけれども、運動会の意義といえますか、運動会というと、やはり特別活動ということで、子どもたちが共同して様々な取組をしたり、平素からの体育やそれ以外の教科の中で、一定の発表をしたりするものです。子どもたちが準備をしてつくり上げていくということで、校長としては子どもたちの体力ですとか、活動の限界というものを見極めた上で種目を決めていく、まさしく学校長の判断で運動会の種目は決めていくものだと思うので、そのことを阻害するとか制限するとかというものであっては決してならないというふうに、私も思っています。

ただ、この何年間かいろいろな運動会を見たり、教員の状況ですとか、それから保護者の反応を見ると、中野区では少ないと思うのですけれども、過度な取組をして子どもたちに無理をさせるということは、あつてはならないことだというふうに思います。そのことを教育委員会としてもきちんと検証したり、それから若手の教員が非常に多くなっている中で、教員の指導力というものを引き続き研修をして、指導していくという取組をする中で、学校なり子どもたちが満足感、達成感を得られるような運動会にしていくということに改めて確認をしながら、今日教育委員会で、各委員からご意見があつたことについて、ご意見を付して校長会等に説明をしていきたいというふうに思っています。

ほかにご意見ございますか。

渡邊委員

小林委員がおっしゃったように、今まで毎年同じことを繰り返していたという形と創造性ということでは、組み体操なしで何ができるかということを考えるいい機会でもありますので、そういう意味では今までずっと同じプログラムを実施してきた運動会に、また考えたステップで組み体操が入ってくるのは当然いいことであると思います。組み体操をやらないのだったら、組み体操と同じようなものができるのだろうかという形で、若手の先生方でよく考えていただけるような機会があるといいなというふうに思っております。

田辺教育長

ほかにご意見ございませんか。

それでは、本日のご意見を踏まえて中野区立小中学校における組み体操の実施については、この事務局の提案ということで進めさせていただきたいと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

一括してご報告いたします。4月1日、区立小中学校校長等辞令伝達式に田辺教育長、渡邊委員、田中委員、小林委員が出席されました。4月4日、平成28年度中野区医師会学校医研修会に田辺教育長が出席されました。4月7日、東京都立中野特別支援学校入学式に田辺教育長が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、その他活動報告がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

4月4日、平成28年度中野区医師会学校医研修会が開催されました。本年度から学校健診のあり方に一部変更がありました。

それについて、担当する学校医の先生方と教育委員の方にも来ていただいて、教育長初め横山次長にも来ていただきました。特に「運動器検診」という整形外科的な検診と、眼科検診が新たに入りました。運動器検診は今までだと脊柱の側湾だけを診ていたのが、体がちゃんと曲がるかとか、その運動器検診についての取り扱いにまだ少し混乱があるし、実際にやってみないとわからないところではありますけれども、やはり運動器検診を入れることによって、どの程度検診時間が延びて授業を妨げる可能性があるのかとか、そういったことについての説明がありました。

中野区としてはかなり教育長初め教育委員会の協力において、他区に比べるとかなり慎重に書類その他等も進められてはいるところでございますけれども、未だ確実なものとはなかなか言えない状況になっているのかなと思いますので、医師会とも協力して、検診の

あり方について今後検討を続けていきたいなと思っております。

以上です。

田辺教育長

渡邊委員の話に付け加えさせていただくと、この検診のあり方については2月の第5回定例会で議論させていただいて、教育委員会として検診の仕方を改正していくということで協議をしていただきました。そのときにも、体のバランスが悪かったり、背中がぐにゃとなっていたりとか、長時間正しく座ってられないとか、様々子どもたちの体の変化があつて、やはり運動機能になかなか課題があるお子さんも目立つようになってきたということでは、早期に医療につなげる必要もあるということで、検診の仕方を改正することになったわけです。校長会と話をした際にも学校側もまだ大分不安があつて、今までは診察をするだけだったのですが、子どもに体を動かしてバランスを見るというようなことがワンクッション入りましたので、時間的なものについてもかなり心配をしている学校も多々あるように見受けられました。事務局としても医師会の先生方とうまくお話しながら円滑な導入ということを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお話ししたいと思います。

ほかにございますか。

田中委員

今のことで質問してよろしいでしょうか、渡邊先生。この運動器検診は、どのような診断結果が出るのですか。

渡邊委員

難しいところなのですが、運動器検診の目的はやはり姿勢に問題があると運動能力、体力の妨げになるのではないかとということで、それを早期発見し、是正することによって正しい成長を促せるのではないかとということが大きな目的にはなっています。そういう意味では、前から側湾などは見ていたのですけれども、やはりちょっと動いただけ、転んだだけでけがをする、そういった事故の防衛能力を失っているのは問題だと思います。例えば体操選手は、とにかく1年目、2年目は体操部に入ったら柔軟体操という形で、柔道であれば受け身を続けた後に技に入るなどしていますので、このように、受け身や柔軟というものを確認しながら取り入れていこうというのが運動器検診の目的とはなっております。

内容的には、ご家庭でチェックをして、チェックをされたものの中からピックアップす

るという形にはなっています。それがご家庭でピックアップして、そこにチェックポイントがついて、学校でチェックポイントがついて、医師でチェックポイントがついてと、それを全部チェックしていくと果たしてどうなのかなと思います。

少し似た形で、学校結核検診がその一つになっています。ご家庭でそのものを書いていただいて、その中でチェックされた人たちだけを確認して、その中で判断するというやり方にするのか、ある程度その検診の場でチェックがついたものに対してやっていくのか、その辺りも少し難しいところかなと思います。

眼科検診についても、どうしても言葉の中に「同意を得て」という、そういうような言葉が入っています。どうしても皆さんご存知のとおり、就職その他等になって初めて目が悪いことに気がついて、いろいろと頑張ってきたけれども、そのために就職できないとか、ある道へ進むことができないということが多く問題になってきました。そういう意味では、就職その他等にかかわる色覚異常も眼科検診に以前は入っていたのですけれどもやめました。

ただ、どうしても目の症状というと遺伝的素因ということも確実に排除できないことから、配慮が必要ですが、その配慮の仕方が少々難しくなっています。

先ほどの運動器検診について、学校医は、スクリーニングだけですから専門家に診ていただく必要があるかどうか診断するだけです。運動器に問題があった者をどうするかというのは医療レベルで、学校にその診断書を提出する必要はないかと思います。

色覚検診においても同様に、報告する必要はないかと思います。親には言ってもいいとは思いますが、学校に報告すべきなのかどうかという話になると、この辺りはまだ少し周りの様子を見ながら慎重に進めないといけないかなと思います。

副参事（学校教育担当）

渡邊委員がおっしゃったように、まずは学校教育を受ける上で、支障があるかどうかということと、成長の問題と成長する上で早期発見、早期治療につなげたほうがいいというのがこの検診の目的です。ですので、まずは異常があったときに、専門医に早くつなげるというのがこの検診の一つの目的となっています。それをどうフィードバックするかということについては、確かにまだ明確なものがないので、教育上配慮が必要なもの、教育上この子にはこういう特性があるとこういう問題があるなど、教育上配慮する必要があるというのが明確にわかったものについては、学校にも何らか知らせていただいたほうがいいというふうには考えています。しかし、それをどういうふうにフィードバックしていくの

か、必ず全部報告するのがいいのかというのは、まだちょっと検討課題として我々も認識しておりますので、それについては今後実施しながら、ご家庭にも負担も増えていく中で、
どういうやり方が、負担がなく、健全な我々の目的にあった検診体制を組んでいけるのか
というものを、引き続き検討させていただきたいと思っております。

田辺教育長

よろしいですか。その他、各委員からご報告等はよろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「中野区教育委員会教育長職務代理者の指名について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

中野区教育委員会教育長職務代理者の指名につきまして、口頭によりご報告をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、平成28年4月1日付で中野区教育委員会教育長職務代理者を指名いたしましたので、ご報告いたします。第1順位は田中委員、第2順位は小林委員でございます。

教育委員会の権限に属する具体的な事務の執行に関する職務並びに事務局の事務の統括及び所属職員の指揮監督に関する職務につきましては、第25条第4項の規定によりまして、事務局次長に委任するものでございます。

この期間でございますが、平成28年4月1日から平成29年3月31日までということでございます。

報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員からご質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

続きまして、事務局報告の2番目、「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

教育長の臨時代理による事務処理につきまして、資料に基づきご報告をさせていただきます

ます。

本年、3月25日の教育委員会第8回定例会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた案件につきまして、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項に基づき、ご報告をするものでございます。

内容でございますが、記以下でございます。まず、1点目、中野区行政不服審査法施行条例等の施行に関する規則の制定手続について、2点目は、中野区立幼稚園条例施行規則の一部改正手続について、3点目は、中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部改正手続について、また、4点目は、中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正手続について、そして5番目は、中野区立幼稚園教職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正手続についての内容でございます。

いずれも、制定あるいは改正した規則につきましては、前回ご報告した内容のとおりでございます。別紙1から5のとおり、内容につきましての変更はございません。

また、臨時代理した日あるいは施行日につきましては、記載のとおりということでございます。

報告につきましては、以上でございます。

田辺教育長

各委員から、ご質問等の発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

続きまして、事務局報告の3番目、「平成28年度事業・行事等の計画について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは、平成28年度の事業・行事等の計画について、資料に沿ってご報告いたします。

今、話題となりました組み体操等を実施いたします運動会などの体育的行事、それから学芸会や展覧会などの文化的行事、そしてセーフティ教室のように安全指導の行事、そして心の教育の充実を図る道徳授業地区公開講座につきましては、全校で各校の実情に合わせて一覧表の日程で実施する予定でございます。

また、学校公開につきましては、本区は第2土曜日を小・中とも学校公開日と指定しておりまして、小学校では2月が祝日に当たるため7回、中学校は8回実施する予定でございます。これらの授業公開の中で学校の教育活動について、地域保護者の方々にご理解・ご協力をいただきたいというふうに考えてございます。

また、各校の独自性の中で7回以上、8回以上実施している土曜日の授業公開につきましては、振替休業日を取りまして実施するもので、小学校・中学校とも授業日は共通した日数で実施するというので、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

オープンキャンパスを本区の特徴として、小・中連携教育で実施しております。これは、年間3回ということで小学生が中学校に親しむ、慣れるということを目的としながら進めてまいります。1回目のオープンキャンパスでは、中学校の状況を知り、2回目では、授業体験や部活体験など、中学校を体験します。3回目は、具体的に進学する中学校に参加をして、そして授業説明を聞くなど実施して、小・中連携教育を充実させてまいりたいというふうに考えているところでございます。

全体の報告は、以上です。

田辺教育長

各委員から、ご質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

学校公開は、学校によって回数がそれぞれ違うのですけれども、各学校での裁量でこれを行っているのでしょうか。

指導室長

第2土曜日は、原則として実施するというにしておりますので、本年度につきましては小学校は7回、中学校は8回実施をするということで、それ以上につきましては、各学校長の裁量の中で実施しているものでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

田中委員

これは、かなりの数を開催して学校でも大変だと思いますけれども、すごくいい企画だと思います。これは実際に参加されたおおよその人数はわかりますか。

指導室長

中野区の保護者の方は、熱心でいらっしゃるので多くの方が参加していただいております。全体数として報告を義務づけているものではありませんので、私の経験からもほぼ児童数程度の参加ですので、300名の児童数がいれば300名程度の保護者の方、地域の方がいらっしゃいます。もちろんご都合で来られない保護者の方もいらっしゃるのですが、反対に、例えば、ご両親で公開を見に来てくださったりということで、そのような形がかか

わっていただいているということが1点と、もう1点はこの授業公開のときに保護者の方と協力して授業展開をする工夫もしております、そのときには保護者の方が授業にかかわるような形で参加していただくということもございます。

田中委員

保護者の方と一緒にの授業というのは、どんな形なのでしょう。

指導室長

例えば、小学校低学年ですと一緒に物作りを生活科で行ったりする授業であったり、また、地域の方をゲストティーチャーに迎えて、地域の話を書くときに保護者の方も一緒に聞いていただいたり、また、中学校では安全にかかわる指導の中で、講師をお招きして一緒に講演を聞いたりするなど工夫しているところでございます。

田辺教育長

ぜひ、お時間ありましたら、学校公開の日においでいただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。

渡邊委員

幼稚園のところにおける文化的行事というのは、かみさぎ幼稚園では音楽会など、回数がひがしなかの幼稚園と差が出ていますが、最低限開催すべき回数とか、指導要綱等がございましたら教えていただけますでしょうか。

指導室長

開催の回数の規定はございません。ですので、園長の裁量の中で実施していただいておりますが、文化的な内容だったり、体育的な内容ということを鑑みて、大体どこの園でも最低1回は実施しているというところです。それ以外につきましては、それぞれの園の特色の中で実施しているということでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、本報告については終了いたします。

続きまして、事務局報告の4番目、「平成28年度中野区教育委員会教員対象研修計画について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは、教員の人材育成につきましては、本区としても重要な課題と認識しております、この度中野区における28年度の教員対象研修を計画いたしましたので、ご報告いた

します。

資料をごらんください。全体といたしましては、内容等につきまして分類分けをさせていただきます。

具体的に申しますと、いわゆる職層による研修、これが1番に当たるところでございます。それから、それぞれの育成課題や、また校務分掌等による役割分担、担当による研修が2番というふうになってございます。

裏面に行きまして、先ほどの職層というのもございますが、指定研修としては人材育成として若手研修に重点を置いておりますので、初任者から4年次までは毎年研修を実施し人材育成を図り、10年経験者研修は、初任者研修とともに法律で指定されている研修でございます、10年区切りの中で研修で人材育成を図っているところでございます。

また、本区では、教育マイスター制度を取っております、本区独自の制度として校長推薦のもと人材育成を図り、育成後は、今、お話いたしました若手教員研修の手本となる授業を公開するなど、人材育成に積極的にかかわる教員を計画的に育成しているところでございます。

報告は以上です。

田辺教育長

各委員から、ご質問等の発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

この指定研修のことですけれども、2年次、3年次、4年次というのは中野が独自に指定しているということなのでしょうか。

指導室長

初任者研修もそうでございますが、基本的には東京都も研修を計画しておりますが、課題別研修となりますので、いわゆる若手研修については中野区として独自に内容を規定して行っているものでございます。一部、例えば、幼稚園教諭ですとか、それから養護教諭、特別支援学級の教員など特別な専門性を要する教員につきましては、東京都がその研修を担う場面もございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにもございますか。

小林委員

今のお話ですと、これ以外に東京都教育委員会が行う研修が幾つかあるということ考

えてよろしいわけですね。

指導室長

例えば、初任者新規採用者研修におきましては、養護教諭や特別支援学級の教員については、東京都が指定する研修に参加することで、中野区の研修と合致して特定時間数研修を終了させるという規定がございます。

それ以外では、東京都教職員研修センターが企画する東京都の研修が多様にございまして、そこに夏期休業日、長期休業日などに参加する教員も多くございます。

小林委員

今、これは区としてこれだけのことをやって、さらに東京都教育委員会でも研修の機会を設けていただいているということなのですが、現状では区として宿泊を伴う研修というのは実施されていないのですか。

指導室長

初任者研修において、2泊3日の宿泊研修は実施しておりますが、それ以外での宿泊研修はございません。

小林委員

東京都教育委員会で、教育研究員の制度というのでしょうか、これは宿泊はやっているのかどうか教えていただきたいのですが。

指導室長

教育研究員という制度は、過去においてはありまして一度廃止されたのですが、再度ここ数年で実施されております。その教育研究員になった教員については、夏期休業日の間に2泊3日程度の宿泊研修がございます。

小林委員

これは、予算のこととか、様々理由はあると思うのですが、今までのものに捉われて同じようなことをしようということではなく、やはり専門職として教員の研修を深めていく上で、例えば、宿泊を伴う研修というのは非常に効果が上がるというふうに思っています。では、どれもこれも宿泊をやればいいのかというわけではなく、かなり限定した形で予算もかかることですが、やはり今後、検討課題として中野区として、特色のある教員研修を少し考えていくいい機会でもあるかなと思います。

今年度の研修は、もちろんこれでよろしいかと思うのですが、教育課題もどんどん新しくなっていると思いますので、従来からしっかりと基盤として押さえなければ

いけない研修と、更には新たな教育課題に対応した様々な研修も組み合わせていくなど、柔軟に対応することが必要だと思います。前例と一緒にということではなく、今後も研修のあり方を抜本的に少しずつ見直していくことも、今後重要な課題ではないかというふうに思っていますので、要望としてそういうお話をさせていただきます。

以上です。

田辺教育長

そのほかには、よろしいですか。

渡邊委員

本当に、一生懸命研修していただいて、ありがたく感じております。

特に、中野区の教育マイスター制度、これにつきましては、教育委員会が実施しているということで、非常に素晴らしいことだなというふうに私は考えております。このマイスター制度は、指導力のすぐれた教諭を校長推薦のもとに、教育委員会が「マイスター」として認定し、公開授業などを通じて教員の授業力向上を図るものです。やはり各学校にマイスターがいていただけるような形、先生方の中にも異動もありますし、そういうことから考えますと、今、小学校 25 校、中学校 11 校あるわけですけれども、各学校に 1 名ないし 2 名配置できるような形になると、およそ 74 名のマイスターを養成しなければならず、各校 1 名としても 36 名のマイスターを育成しなければいけません。こちらとしては、やはり予算の関係もあるけれども、もう少し研修を受けられる人数を増やすことができると思います。

教育マイスター制度はとてもいい制度で、やはりマイスターになられた先生の授業を改めて見ると本当によく優れた授業で、若手の先生にとっては非常に参考になるし、そういった先輩がいらっしゃる学校の中で、新任や、採用 2 年目、3 年目の教員がどんどん力をつけていく、とてもいい機会になる。ぜひ教育長に、この制度を伸ばすような方向性を検討していただきたいなと思っています。

田辺教育長

ありがとうございます。ご要望ということで承りました。

この報告については、よろしいですか。

続きまして、事務局報告の 5 番目、「平成 28 年度教育管理職異動名簿について」の報告をお願いします。

指導室長

平成 28 年度 4 月 1 日付で教育管理職の異動がございましたので報告をいたします。

資料をごらんください。資料左側から校名、着任した管理職の方々、そして前任校、次のお名前は昨年度までの着任されていた管理職の方々に、一番右側が異動先というふうになっております。

中野区におきましては、小学校校長が 8 名異動となりまして、その中で昇任者が 1 名、転任者が 1 名でございます。中学校の校長は 3 名異動がございまして、うち昇任者が 1 名となっております。副校長でございますが、小学校で 8 名の異動がございました。昇任者が 3 名、外部からの転任者が 3 名となっております。同じく、中学校の副校長ですが、4 名が異動となりまして、うち昇任者が 2 名、外部からの転任者が 2 名となっております。

報告は以上です。

田辺教育長

各委員から質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本報告について終了いたします。

そのほか、事務局から報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

それでは、続いて、事務局から次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回定例会につきましては、4 月 15 日午前 10 時から、区役所 5 階教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、教育委員会第 9 回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前 10 時 57 分閉会